

番号：141026

国名：タンザニア

担当：タンザニア事務所

案件名：地方自治体研修能力強化プロジェクトフェーズ2終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月上旬から2015年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.53M/M、合計 0.93M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：

以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20141029.pdf

6. 業務の背景

タンザニアは、1990年代後半に地方分権化政策が導入され、かかる改革施策を推進するために地方政府改革プログラムが2000年に開始し、2009年には地方政府改革プログラムフェーズ2の実施が始まった。この結果、地方自治体に委譲される行財政に係る制度導入が進められる等画期的な前進が図られた一方で、権限と機能の受け皿となる地方自治体の能力強化は依然として十分ではないことが広く認識されることとなった。従って、現在実施中の地方政府改革プログラムフェーズ2では、地方自治体の能力強化及び地方公務員を対象にした研修の在り方が、これまで以上に重視されている。

こうした背景のもと、2008年5月より2010年12月までの間、地方自治庁とJICAは共同で、「地方自治研修能力強化計画プロジェクトフェーズ1」を実施した。本プロジェクトでは、地方自治体の職員研修をより効率的、且つ効果的に行えるようにするために、関係機関の役割・機能を整理・再編し、中・長期的な研修実施枠組みのあり方を提示することを通じて、地方自治体職員研修戦略（以下「研修戦略」）の策定を支援した。この研修戦略に基づき、地方自治庁は、同庁傘下の地方自治研修所（Local Government Training Institute:以降「LGTI」と省略）を「中核となる研修機関（Lead Training Institute:以降「LTI」と省略）」として任命した。LTIの基本的機能としては、①地方自治体研修に係る様々な関係機関との調整、②地方自治体が計画・運営する研修及びそれら研修を提供する研修実施機関の質の管理、③標準研修コースの管理及び新規コースの開発の三点があげられる。この機能を付与されたLGTIは、旧来から持っていた地方行政専門の高等教育機関としての役割に加えて、LTIとしての新たな役割を担うことになり、2010年に新たに調整・品質管理部を新設した。地方自治庁は、LTI機能を持つ同部に対して研修調整及び品質管理に係る権限・予算・業務を移管した。

こうした経緯のもと、LTIとしての役割を与えられたLGTIをカウンターパート(C/P)機関とし、その能力強化を目的として、2011年7月から2015年7月までの予定で「地方自治体研修能力強化プロジェクトフェーズ2」（以下、プロジェクト）を実施している。プロジェクトの前半期においては、主に研修戦略の実施に向けた地方自治庁・LGTI間の協議や、ステークホルダー調整に向けた基礎情報収集、そして研修の品質管理に関する取り組みの一環として標準研修コースの品質審査基準の検討や研修機関の再認定の試みが行われた。一方、2014年1-2月に実施された中間レビューにおいて、研修戦略が目指す研修枠組みと地方自治体を取り巻く実態との乖離を踏まえたプロジェクトデザインの修正が行われ、現在は地方自治庁を主体とした研修戦略見直しの支援（成果1）や、研修実施機関や自治体内部の研修リソースパーソンの情報整備（成果2）、LGTI職員のカリキュラム開発能力強化（成果3）を中心に活動を進めている。

今回実施する終了時評価調査は、2015年7月のプロジェクト終了を控え、中間レビューにおけるプロジェクトデザインの修正も踏まえた活動の実績・成果を確認、評価するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初・修正計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年1月上旬）

①既存の文献、報告書等（詳細計画策定調査報告書、事業進捗報告書、専門家業務報告書、

中間レビュー調査報告書、活動実績資料等)をレビューし、中間レビュー後のプロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③対処方針会議に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2015年1月中旬～1月下旬)
- ①JICAタンザニア事務所との打合せに参加する。
 - ②プロジェクト関係者及びタンザニア側合同評価者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ③タンザニア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びタンザニア側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
 - ⑥調査結果や他団員及びタンザニア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じPDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
 - ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
 - ⑨現地調査結果のJICAタンザニア事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間(2015年1月下旬～2月上旬)
- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
 - ②帰国報告会に出席する。
 - ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めて下さい。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年1月10日～1月25日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICAタンザニア事務所)
- イ) 協力企画 (JICAタンザニア事務所)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

現地調査期間中のプロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー
- イ) 業務調整／研修体制構築

③便宜供与内容

当機構タンザニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部行財政・金融課 (TEL:03-5226-6921)にて閲覧が可能です。

- ・フェーズ1専門家業務完了報告書
- ・フェーズ2詳細策定計画調査報告書
- ・フェーズ2事業進捗報告書
- ・フェーズ2専門家業務報告書
- ・フェーズ2中間レビュー報告書

②本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・フェーズ1終了時評価報告書 (当機構図書館ウェブサイト)
- ・フェーズ2案件概要表 (事前評価表、R/D等を含む) (当機構ナレッジサイト)

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上